

集団的自衛権についての政府見解等に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年十月二十六日

藤 末 健 三

参議院議長 千 景 殿

集団的自衛権についての政府見解等に関する再質問主意書

私は、去る十月十三日に提出した「集団的自衛権についての政府見解等に関する質問主意書」において、憲法第九条に関する政府の解釈・運用が将来変更されることがないかを質問した。それに対し十月二十一日に政府から提出された答弁書では、「憲法第九条の下においては集団的自衛権の行使は許されないとの政府の憲法解釈は、これまで一貫しており、政府としては、これまで積み重ねてきた議論を尊重すべきものと考えている。」との答弁がなされている。私としては、この答弁の趣旨をより明確に確認しておきたいため、改めて質問する。

この答弁は、将来において集団的自衛権の行使に関する政府の憲法解釈が変更される可能性を否定するものであるのか、政府の明確な見解を示されたい。

右質問する。

